

重要なお知らせ

2027年度より

審査方法が一部変更になります

◇発達心理学隣接諸科学大学院（臨床経験3年未満）からのすべての申請者（タイプI）は、**指定科目単位認定大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」**で必要な科目を取得している必要があります（2027年度より）。

※タイプI・タイプIIについて、**指定科目単位認定大学院または当機構が開催する「指定科目取得講習会」**以外で、**指定科目を履修したことを自己申告書により認めてきた制度**は廃止されます（2027年度より）。

※**指定科目単位認定大学院**になるためには、シラバス審査を受ける必要があります（1科目から審査を受けることができます）。シラバス審査は大学院研究科からの申請となります。

※シラバス審査や**指定科目取得講習会等**については、当機構ホームページ「**資格取得を目指す方へ**」の諸項目や認定申請ガイドをご確認ください。

2026年度の申請について、詳しいことは**2026年度認定申請ガイド**（2026年3月頃販売）をご確認ください。



臨床発達心理士 | JOCDP

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構